

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

韓国産二枚貝の取扱いについて

このたび、米国において韓国産カキを原因とするノロウイルス食中毒が発生し、米国医薬品食品局が韓国産二枚貝の輸入を禁止するとともに、回収を要請しています。

ついては、我が国に輸入される韓国産二枚貝の安全性を確保するため、当面の間、下記のとおりとするので、対応方よろしく申し上げます。

記

1. 対象食品及び検査項目

対象食品		検査項目	成分規格 (微生物規格)	ノロ ウイルス	現品確認 (官能検査)
冷凍食品	生食用又は無加熱摂取する二枚貝		○	○	
	その他の二枚貝		○		
冷凍した二枚貝（冷凍食品を除く。加工品を含む。）					○
活又は冷蔵（加工品を含む。）した生食用二枚貝				○	
上記以外の二枚貝（加工品を含む。）					○

2. 検査実施方法

(1) 成分規格（微生物規格）

平成24年5月1日以降の成分規格の検査成績が確認できない場合、輸入者に対し成分規格の自主検査を指導すること。また、同年5月1日以降の検査成績が確認できる場合は、成分規格のモニタリング検査を輸入の都度実施すること。

(2) ノロウイルス

8月末までに100件のモニタリング検査を実施すること。

(3) 現品確認（官能検査）

輸入者毎、品目毎に、本通知以降の初回時の輸入届出について実施すること。